

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則等の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和3年3月25日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

村山参考

新潟県後期高齢者医療広域連合規則第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則等の一部を改正する規則

(新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部改正)

第1条 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則(平成20年3月25日規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(障害認定の撤回)

第2条の2 省令第8条第2項の規定による障害認定の撤回に関する申請書の様式は、
後期高齢者医療障害認定撤回申請書のとおりとする。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理したときは、後期高齢者医療資格喪失証明書を交付するものとする。

第3条に次の1項を加える。

2 広域連合長は、前項の規定による届書のうち省令第25条に基づくものを受理したときは、後期高齢者医療資格喪失証明書を交付するものとする。

第11条第2項中「減額の認定」を「減額認定証交付」に、「適用の認定」を「適用認定証交付」に改める。

第15条の見出し中「届出」を「届書」に改め、同条中「届出」を「届書」に、「後期高齢者医療第三者の行為による被害届」を「第三者行為による傷病届」に改める。

第20条の見出し中「の認定申請」を「認定証の交付申請」に改め、同条第1項中「第67条第1項」を「第67条第2項」に、「による認定」を「による限度額適用・標準負担額減額認定証の交付」に、「認定申請書」を「認定証交付申請書兼入院日数届書」に改める。

第22条の2の見出し中「の認定申請」を「認定証の交付申請」に改め、同条第1項中「第66条の2第1項」を「第66条の2第2項」に、「の認定」を「認定証の交付」に、「適用申請書」を「適用認定証交付申請書」に改める。

第23条の3第2項中「等支給」を「支給」に、「等不支給」を「不支給」に改める。

(新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則（令和2年4月30日規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和3年6月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。